特定不正行為の告発から認定までの手続き(概要)

告発の受付

不正行為の告発窓口を事務部に設置



・窓口への告発方法は、告発者が自由に選択できるものとする

本調査

・告発の受付から30日以内に調査の要否判断



- ・本調査の実施決定後は7日以内に調査開始
- ・告発の受付から210日以内に最終報告書を配分機関に報告
- ・必要に応じて調査委員会の設置(委員の過半数は外部有識者)

認定

・不正行為と認定された被告発者は、7日以内に不服申立てをすることができる



公表・措置

- ・不正行為があったと認定された場合は、速やかに調査結果を 公表(悪意に基づく告発についても同様)
- ・不正行為と認定された被告発者に対し、懲戒処分、研究費の 返還、研究打ち切り、研究成果取り下げ、刑事告発等の適切な 措置を講じることができる